

第5章 事業計画を策定するに当たり

地球環境の保全の見地から配慮する事項

第5章 事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項

事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項については、下表に示すとおりである。

表 5-1 事業計画を策定するに当たり地球環境の保全の見地から配慮する事項

項 目	配慮する事項
廃棄物等	造成等の施工において、建設廃棄物（建設残土含む）が発生し、浸出水調整設備の稼働において、浸出水調整設備内に汚泥等の廃棄物等が発生する。廃棄物の発生抑制、分別回収に努め、発生した廃棄物は、各種法令に基づき、適切に処理できる計画となるよう配慮する。
温室効果ガス等	建設機械の稼働、資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行、埋立・覆土用機械の稼働、廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行において、温室効果ガス等（二酸化炭素）、廃棄物の存在・分解において温室効果ガス等（メタン）が発生し、周辺地域に対して影響を及ぼす可能性があるため、適切な工事計画、埋立計画を策定する。また、アイドリングストップ、急発進、急ブレーキ、過積載等を行わないような指導・教育を行う等、配慮する。

